

令和元年度第 3 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和元年 5 月 8 日

担当部・課：福祉部障害福祉課〔内線 2 4 8 3〕

<b>① 件 名</b>	石巻市重度心身障害者医療費助成の拡充について				
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	<p><b>【背景】</b> 本市では、障害者の適正な医療の機会を確保するとともに、経済的負担の軽減を図ることを目的に石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例を制定し、身体障害者手帳 1・2 級及び療育手帳 A 所持者、特別児童扶養手当 1 級受給者等を対象に所得制限を設けて医療費の助成を行っている。</p> <p>今般、宮城県においては障害者総合支援法の趣旨に鑑み、他の障害者の福祉サービス等との均衡を図り、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者を対象とした障害者医療費助成事業の改正を行い、本年 10 月 1 日からの施行としたところである。</p> <p><b>【目的】</b> 本市においても県と同様の改正を行うことにより、精神障害者の適正な医療の機会を確保し、経済的負担を軽減するものである。</p>				
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	<p><b>【根拠法令】</b> 石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例（平成 17 年条例第 1 4 3 号） 石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 9 0 号） 宮城県障害者医療費助成事業補助金交付要綱</p> <p><b>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】</b> 第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち 第 5 節 自立し、いきいき暮らせる障害者福祉の充実を図る 2 暮らしやすい生活環境を構築する</p>				
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	<p>平成 17 年 4 月 石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行 平成 31 年 3 月 宮城県障害者医療費助成事業補助金交付要綱の改正</p>				
<b>⑤ 主な内容</b>	<p>石巻市重度心身障害者医療費助成の対象範囲に、精神障害者保健福祉手帳 1 級を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">現行</th> <th style="width: 50%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1・2 級</li> <li>・療育手帳 A</li> <li>・特別児童扶養手当 1 級</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1・2 級</li> <li>・療育手帳 A</li> <li>・特別児童扶養手当 1 級</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳 1 級</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	現行	改正後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1・2 級</li> <li>・療育手帳 A</li> <li>・特別児童扶養手当 1 級</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1・2 級</li> <li>・療育手帳 A</li> <li>・特別児童扶養手当 1 級</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳 1 級</li> </ul>
現行	改正後				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1・2 級</li> <li>・療育手帳 A</li> <li>・特別児童扶養手当 1 級</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1・2 級</li> <li>・療育手帳 A</li> <li>・特別児童扶養手当 1 級</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳 1 級</li> </ul>				

<p><b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b></p>
<p><b>【影響・効果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の適正な医療の確保、経済的負担の軽減が図られる。</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級 94名</li> </ul> <p><b>【財源措置及びコスト計算】</b></p> <p>約2,500千円の歳出増額見込み（平成31年度）</p> <p>財源内訳：県補助（宮城県障害者医療費助成事業補助金）1/2 市1/2</p>
<p><b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b></p>
<p><b>【県内の状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内34市町村で実施予定 ※七ヶ宿町で実施済</li> <li>・施行予定時期 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年10月1日・・・24自治体(東松島市・女川町等)</li> <li>令和2年 4月1日・・・5自治体</li> <li>未 定・・・・・・・・・・5自治体</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b></p>
<p>令和元年6月 市議会第2回定例会に石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部改正（令和元年10月1日施行予定）及び補正予算案を提案  石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正を提案（令和元年10月1日施行予定）</p>
<p><b>⑨ その他</b></p>